

年度	基準 病床数	4.1既存 病床数	病床数	協 議	備考
令和 元年度	5,307 床	5,261 床	△ 46 床	無	
令和 2年度	5,307 床	5,249 床	△ 58 床	無	
令和 3年度	5,307 床	5,119 床	△ 188 床	有	(公募条件) ①横須賀・三浦二次保健医療圏の既存の医療機関の増床を優先とする。 ②新興感染症等の感染拡大時に陽性者の受入医療機関となることを前提として、ゾーニング等の観点から活用しやすい病床を新たに整備する場合とする。 → 一般病床11床
令和 4年度	5,307 床	5,096 床	△ 211 床	無	
令和 5年度	5,307 床	5,098 床	△ 209 床	有	(公募条件) ①病床機能は回復期を担うものとする。 (診療報酬上の入院料等) ・回復期リハビリテーション病棟入院料 ・地域包括ケア病棟入院料又は地域包括ケア入院医療管理料 ②横須賀・三浦二次医療圏の既存の医療機関の増床を優先とする。 ③配分に当たったの考え方など ・病院等の開設等に関する指導要綱の事前協議の申出要件を満たしていること。 ・原則として、開設等許可後10年間は、配分を受けた時の病床機能と病床数を維持すること。 ・10年を経過した後も病床機能や病床数を変更する場合は、事前に地域医療構想調整会議に諮ること。